

質問回答表

件 名	菅野発電所など水力発電所 10箇所の電力売却	入札公告日	令和 7 年 7 月 4 日	質問回答日	令和 7 年 7 月 3 0 日
事 項	質 問 内 容	回 答 内 容			
その他	<p>①（通知書類の押印について（契約後）） 契約後に毎月お送りする計量値のお知らせ等の提出資料について、電子印の会社印(角印)を使用してもよろしいでしょうか</p> <p>②発電側課金は企業局が支払うという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>③入札内訳書に記載する発電側課金見込み額は入札する企業 全社、同額になりますか。</p>	<p>①計量値の提出資料に押印等は不要です。</p> <p>②発電側課金については、発電者（山口県企業局）が負担します。 なお、負担に関する精算方法については、契約後の協議により決定することとします。</p> <p>③発電側課金見込額については、入札参加資格を有すると通知された者へ発電側課金に係る資料を送付することとしており、その資料を基に算定ください。 なお、発電側課金に係る資料とは、発電側課金見込額の算定に必要となる発電所毎の系統連系受電サービス料金（基本料金、電力料料金）、系統設備効率化割引を想定しています。</p>			
入札説明書 6 の (4)	入札書に記載する金額について、内訳書にて電力料金単価（税抜）に発電側課金（見込額）を上乗せした金額を記載するようにとありますが、発電側課金（見込額）についても税抜換算の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。			
契約書第 9 条	<p>契約単価は入札書に記載した発電側課金（見込額）を上乗せした入札金額と同額になりますでしょうか。</p> <p>すなわち、毎月の電力量料金の清算において、発電側課金は契約単価で相殺が行われており、別途電力量料金から差し引く等の処理を行わないという認識でお間違いないでしょうか。</p> <p>また万が一、受給電力量減少等により電力量料金との相殺が出来ない金額となった場合の清算についてはどのように定めておりますでしょうか。</p>	<p>契約単価と入札金額は同額となります。</p> <p>契約単価の中に発電側課金見込額が含まれているため、発電側課金については発電者（山口県企業局）が負担します。 なお、負担に関する精算方法については、契約後の協議により決定することとします。</p>			

<p>仕様書第 2 章 1 の(6)および契約書第 9 条</p>	<p>仕様書にて「電力量料金は、発電所毎に算出すること。」とあり、契約書にて「乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、前条に定める方法により計量された受給電力量に以下の契約単価を乗じて得た値（1 円未満切捨）に、消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額（1 円未満切捨）とする。」とあります。</p> <p>こちらは、発電所ごとに受給電力量に契約単価を乗じて 1 円未満切捨を行い、その金額に 1 円未満切捨された消費税等を加算してから、発電所ごとの税込電力量料金を合計した金額が貴県にお支払いする金額となる認識でお間違いないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>仕様書 5(1)</p>	<p>発電計画について</p> <p>30 分毎の送電計画、週間のご提出いただける記載はございますが、月間（週ごとの平日・休日、8 時から 22 時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1 時間の平均 kW）、年間（月ごとの平日・休日、8 時から 22 時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1 時間の平均 kW）の計画を弊社にご提出いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
<p>仕様書 9</p>	<p>【やまぐちぶちエコでんき】について</p> <p>① 現在、ミツウロコ様が供給されている【やまぐちぶちエコでんき】と同じ契約内容で提供できない可能性がございます（金額等）。その場合、契約内容が異なりながら同じメニュー名で提供することとなり、需要家さまに混乱を招いてしまう恐れがあります。</p> <p>場合によってはメニュー名の変更等は可能でしょうか。</p> <p>② 契約期間が最短の令和 10 年 3 月 31 日までとなった場合、本メニューでご契約いただいたお客様の対応はどのようにお考えでしょうか。メニュー名は使用継続の許可いただけますか。</p>	<p>①メニュー名は「やまぐちぶちエコでんき」の名称としていただきます。</p> <p>なお、現行の「やまぐちぶちエコでんき」の終了後に、山口県企業局と落札者とで連携して提供する新たな「やまぐちぶちエコでんき」の供給が開始されることから、混乱を招く恐れは低いと考えられますが、現行のメニュー名と区分するため、「やまぐちぶちエコでんき」の後に追記することは、契約後の協議により可能とします。</p> <p>例) 「やまぐちぶちエコでんき ○○プラン」など</p> <p>②「やまぐちぶちエコでんき」のメニュー名は、山口県企業局との連携事業によるものであるため、メニュー名の使用継続はできません。</p>

	<p>③ 現在【やまぐちぶちエコでんき】メニューをミツウロコ様とご契約中のお客様は新事業者に引継がれるのでしょうか また引き継がれる場合、企業局からお客様に新事業者のご案内はしていただけるのでしょうか ご案内していただけない場合、どのような引継ぎ方法をお考えでしょうか？</p> <p>④ 【やまぐちぶちエコでんき】を商標登録されていますが、現在【やまぐちぶちエコでんき】メニューをミツウロコ様とご契約中のお客様で、新事業者との契約をしない場合、山口県環境生活部から受けた「やまぐち再エネ電力利用事業所」の認定は剥奪されるのでしょうか。</p>	<p>③現在「やまぐちぶちエコでんき」を契約されているお客様の引継ぎはありません。 ただし、山口県企業局の政策的取組であることから、現在のお客様に対しても、新たな「やまぐちぶちエコでんき」を山口県企業局からご案内します。</p> <p>④「やまぐち再エネ電力利用事業所」の認定については、環境生活部の認定基準により判断されますので、その後の契約が認定基準に適合すれば引き続き認定を受けることは可能です。 詳細は、環境生活部環境政策課地球温暖化対策班にお問い合わせください。</p>
入札説明書	<p>4 入札参加資格の確認手続き ア 提出書類 （オ）申請日直近の事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書（付表を含む））と記載がごさいますが、「付表」は法人税の申告書に付随する各項目の計算書に関する明細書の認識でよろしいでしょうか</p>	<p>入札説明書4（1）ア（オ）の提出書類において、キャッシュフロー計算書（付表を含む）としていますが、キャッシュフロー計算書（付表を含む）については省略可能とします。</p>

事 項	質 問 内 容	回 答 内 容
発受電月報の対象範囲について	<p>発受電月報につきまして、提出単位は月単位・年度単位のいずれを想定されているか、また、提出対象期間の範囲についてもご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>発受電月報については、入札説明書2（9）の参加資格条件を確認する資料になりますので、年度合計の電力供給実績を証する資料であれば、月単位・年度単位のどちらでも構いません。 提出対象期間については、令和5年度及び令和6年度の2年としています。</p>
財務諸表の提出形式および必須提出書類について	<p>提出が求められている財務諸表は、すべて写し（コピー）での提出でも差し支えないでしょうか。また、キャッシュフロー計算書について、弊社では用意がないのですが、こちらは必須提出書類として取り扱われますでしょうか。</p>	<p>入札説明書4（1）ア（オ）の提出書類において、キャッシュフロー計算書（付表を含む）としていますが、キャッシュフロー計算書（付表を含む）については省略可能とします。</p>

<p>入札参加資格について（入札公告 2(9)）</p>	<p>入札参加資格について「令和5年度及び令和6年度のいずれの期間においても、当契約の対象となる発電所の最大発電可能電力量である 450,614MWh 以上の電力供給実績があること」が要件となっておりますが、弊社単体ではこの基準に満たない実績となります。</p> <p>一方で親会社である●●●●は要件を上回る電力量を令和5~6年度に供給している実績があります。</p> <p>弊社単体の実績では要件を満たさない場合でも親会社である●●●●の実績を通算して評価していただき、入札に参加することは可能でしょうか。</p>	<p>本参加資格は、買受人が山口県企業局で発電した電気の全量を余裕をもって販売できる能力があるかを確認するものであり、買受人で調達した電気について親会社が責任をもって電力供給できる場合は、入札参加資格（9）の電力供給実績の対象とします。</p> <p>なお、「入札説明書 4 入札参加資格の確認手続き（1）ア提出書類」に加え、親会社が責任をもって販売できることを証する書類（電力卸供給契約書等）を提出してください。</p>
------------------------------	---	---

事 項	質 問 内 容	回 答 内 容
<p>菅野発電所など水力発電所 10 箇所の電力売却に係る仕様書 第 2 章 2 電力量料金の支払</p>	<p>貴局口座への振込による支払いは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
<p>同仕様書第 3 章 7 発電側課金の取扱い</p>	<p>発電側課金については、「貴局が買受人に支払い、買受人から中電NWに支払う旨」が規定されておりますが、この取り扱いを別に覚書等で締結することは可能でしょうか。また、実運用のスケジュールとして、中国電力NWからの発電側課金の金額の通知後、いつ頃までに貴局から買受人に支払われる予定でしょうか。</p>	<p>発電側課金については、電力受給契約とは別に覚書を締結することとしています。</p> <p>発電側課金の支払いについては、毎月の電力量料金との相殺などを想定していますが、契約後の協議により決定することとします。</p> <p>なお、電力量料金との相殺処理を行わず、山口県企業局から買受人に支払う場合は通知後、15日程度で支払う予定です。</p>
<p>同仕様書第 3 章 8 環境価値 電力受給契約書 第 11 条（環境価値の取扱い）</p>	<p>「非化石電源の認定・移転手続きは買受人が行うこと」、「環境価値に係る手続きに伴う費用は買受人の負担とすること」が規定されておりますが、制度変更に伴い、「発電者（貴局）が非化石価値会員となり、認定申請する手続き」が必須となった場合は、ご対応いただける認識で良いでしょうか。</p>	<p>非 FIT 非化石電源に係る認定手続きについては、特定卸供給事業者ライセンスを所有する買受人による申請など、買受人の責任により申請いただきます。</p> <p>ただし、今後の制度変更に伴い、発電者（山口県企業局）が非化石価値会員となり認定申請する以外に方法が無い場合は、費用負担を含め山口県企業局で対応することとします。</p>

第 30 条(費用の負担)	また、その場合、貴局の手続きに要する費用は買受人負担としない認識で良いでしょうか。	
同仕様書第 3 章 9「やまぐちぶちエコでんき」の供給(連携事業)	(2) エ その他において、「再エネ比率 100%のメニューに加え、再エネ比率を指定(30%以上)する販売方法も可能とする」との記載がありますが、「再エネ比率 100%または再エネ比率を指定(30%以上)する方式のメニューのうち、どちらかを設定すれば良い」という趣旨でしょうか。 また、やまぐちぶちエコでんきについて、貴県HPに募集要項・加入企業を公表する扱いは継続の予定でしょうか。	再エネ比率 100%メニューについては必須となります。 再エネ比率を指定(30%以上)するメニューについては、「やまぐちぶちエコでんき」の販売促進のため、買受人の希望により設定できることとしています。 山口県内の再エネの利用促進のため、県HPへの公表については継続予定です。ただし、公表を希望しない加入企業の企業名については公表しません。
電力受給契約書 第 8 条 2 項・5 項	乙(買受人)が検針する旨規定されておりますが、実際には中国電力NWが実施するため、そのように読み替える認識で良いでしょうか。	実際の検針については、一般送配電事業者である中国電力NWが検針を実施し、買受人に通知するという認識です。
電力受給契約書 第 31 条(所轄裁判所)	この契約に関する訴訟管轄について、「被告の所在地を管轄区域とする裁判所」とするように条文を変更することは可能でしょうか。	可能ですが、詳細は契約後の協議により決定します。

事 項	質 問 内 容	回 答 内 容
仕様書第 2 章 1 (4)	売却予定電力については、非 FIT 非化石証書(再エネ指定あり/なし)を含むという認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。

仕様書第 2 章 1 (5)	今回の契約単価にて支払う売電費用については、容量確保契約金との相殺は実施しないという認識で問題ないでしょうか。 また、買受人に起因するペナルティとはどういったものを想定されていますでしょうか。	お見込みのとおり、容量確保契約金の相殺（精算）は行いません。 買受人に起因するペナルティとは、買受人の都合により発電できない事象が発生した場合に、リクワイアメント未達成による経済的ペナルティを受けた場合などを想定していますが、通常は発生しないものと考えています。
仕様書第 2 章 2	毎月の支払については、振込対応となりますでしょうか。または納付書となりますでしょうか。	支払方法については、口座振り込み、納付書での支払いのどちらの方法でも可能です。
仕様書第 3 章 7	発電側課金については、毎月の電力料金との相殺(企業局様負担)という認識でお間違いないでしょうか。 例) 電力料金：10,000 円 発電側課金：1,000 円 支払額：9,000 円（発電側課金▲1,000 を相殺）	発電側課金については、発電者（山口県企業局）が負担します。 毎月の電力料金との相殺など、負担に関する精算方法については、契約後の協議により決定することとします。
契約書（案）	発電側課金の取り扱いについての系統連系受電契約等の条項がありませんでしたが別途覚書にて締結いただくことは可能でしょうか。	中国電力ネットワーク(株)の託送供給等約款に基づく系統連系受電契約については、別途覚書にて締結させていただきます。

事 項	質 問 内 容	回 答 内 容
①	現在の契約者（売却先事業者）及び売却単価（税抜き 円/kWh）をご教示いただけますでしょうか。	契約者：ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 売電単価：12.21 円/kWh※ ※現売電単価には、発電側課金相見込額は含まれていません。

②	過去1年分の余剰電力売却量の実績30分値データをExcelにてご提供いただきたいのですが可能ですでしょうか。	入札参加資格を有すると通知された者が希望する場合は、その者に対して提供することは可能です。
③	直近1年における定期点検時期等が分かる資料をご提供いただけますでしょうか。	
④	直近1年間における何らかのトラブルによる計画外停止が発生した回数およびそれぞれの停止期間をご教示いただけますでしょうか。	
⑤	開札結果は参加者全員（落札者以外）の入札金額についても公表されますでしょうか。	公表します。
⑥	開札結果は入札を辞退した場合でも公表いただけますでしょうか。	公表します。
⑦	発電側課金制度実施による発電者負担分は本件の契約金額とは別で発注者様にご負担いただくことでよろしいでしょうか。	発電側課金については、発電者（山口県企業局）が負担します。なお、負担に関する精算方法については、契約後の協議により決定することとします。
⑧	質問⑦の発電側課金について、発電側課金が受注者負担となる場合、kW課金の対象となる系統連系受電課金対象電力をご教示いただけますでしょうか。	上記のとおり発電側課金については発電者（山口県企業局）が負担します。
⑨	非化石価値は全量受注者に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	受注者が買受人ということであれば、お見込みのとおりです。
⑩	非化石価値の認定種別（再エネ指定有無）と種別ごとの予定売却量をご教示いただけますでしょうか。またバイオマス比率算定は毎月行っているのでしょうか。	本入札の対象発電所は全て水力発電所になります。予定売却電力量は、仕様書第1章4（1）予定売却電力量のとおりです。
⑪	「やまぐちぶちエコでんき」を希望する場合、需要規模はどのくらいあるのでしょうか。	「やまぐちぶちエコでんき」は、県内の再エネ電気の供給を希望する顧客に対して販売するものであり、需要規模は未定です。なお、買受人は、山口県内の再エネの利用促進のため、本メニューの販売促進に努めていただきます。 ※「やまぐちぶちエコでんき」の需要家をあらかじめ決定しているものではありません。

⑫	仕様書の第2章・1電力量料金の算定(5)に「アセスメントに係る業務について、資料提供等の協力を行うこと」と明記されていますが、具体的にどのようなものなのかご教示お願い致します。	毎月、発電所ごとの電力量実績(30分値)をExcelデータで提供させていただきます。
⑬	週間発電計画に加え、日次計画を頂く事は可能でしょうか。	週間発電計画は、14日分の30分毎の送電電力量を通知することになりますので、これが日次計画となります。週間計画が変更となる場合は、都度、変更計画を通知します。 詳細は、契約後の協議により決定することとします。

事項	質問内容	回答内容
入札説明書1(3)	小瀬川発電所の予定売電量(年間:令和9年8月~令和10年3月31日)は何kWh想定でしょうか。 また、全発電所において、契約期間内での定修時期が決まっておりますらご教示ください。	小瀬川発電所の予定売電量については、仕様書第1章4(1)予定売却電力量イ令和9年度に記載のとおりです。 また、全発電所の定修時期については、仕様書第1章7設備の定期点検、修繕等に伴う発電停止のとおりです。
入札説明書1(9)	450,614MWh以上の供給実績について、エリア関係なくという認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
郵送による入札に関する留意事項	封印は必要でしょうか。 また、必要な場合は押印箇所をご教示いただきたく思います。	封印について特に規定はありません。